

第2次函館市地域福祉計画の概要等

1 地域福祉計画について

(1) 地域福祉計画の位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第107条で規定され、厚生労働省からの通知では、同計画を策定・実施していくことが地域福祉の推進を図る上で重要な意義を有するとされており、函館市においては、このような考え方を踏まえ、これまで第1次（計画期間 平成16～20年度）、第2次（同21～25年度）の計画を策定してきたところです。

なお、地域福祉計画の策定に法的な義務付けはなく、各自治体の自主性に委ねられていますが、平成24年3月末現在で、約80%の市區が策定済みとなっています。

(2) 2次計画の考え方

計画の策定にあたっては、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」（平成14年 社会保障審議会福祉部会）や「これから地域福祉のあり方に関する研究会報告書」（平成20年 同研究会）の趣旨を踏まえるとともに、北海道のガイドラインや、市が開催した懇談会等で把握した地域の実情を勘案しながら、本市として地域福祉を進めるために必要な取組みを6項目にまとめ、これらを課題解決に向けた基本的方策として位置付け、住民・地域・行政の役割分担や協力・連携という視点での取組みも視野に入れながら地域福祉を推進していきます。

なお、計画書は、子どもからお年寄りまで理解できるよう、できるだけ簡潔な表現で、イラストやグラフを加えるとともに、気軽に手にとって読んでもらうことができるよう、ページ数を少なくし、コンパクトなものとしています。

(3) 計画の推進（進行管理）

計画の推進にあたっては、地域福祉の考え方が市民の間で共有され、積極的な活動につながるよう、地域懇談会等さまざまな機会を通じて地域福祉の理念の普及に努めるとともに、計画の進捗状況について、広く市民や関係団体等の参加・協力のもとに評価・検証をすることとしています。

なお、現在は、地域福祉推進のモデル地区である万代町において、定期的に懇談会を開催し、町会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、学校関係者等の方々と地域の課題等について意見交換を行っているとともに、今後、地域福祉に関する取組みや計画の周知等についての意識調査や各地域での懇談会を実施することとしています。

(4) 地域福祉実践計画との関係

行政が策定する「地域福祉計画」は、住民・地域・行政がそれぞれ役割を分担しながら連携し、地域福祉に対する意識の啓発や地域におけるさまざまな課題の解決に向けての仕組みを形づくる計画であるのに対し、社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」は、地域における福祉活動を担う地域住民やボランティア団体、NPO法人等の民間団体の自主的・自発的な福祉活動を中心とした民間の行動計画です。

したがって、行政が策定する「地域福祉計画」とは、対象とする分野や課題の設定、解決の方法などにおいて異なる側面を持ちますが、地域福祉を目指すといった視点では、相当の分野で相互に補完し、連携・役割分担する関係になっています。

2 第2次函館市地域福祉計画の概要

I 計画策定の趣旨等

計画策定の背景と趣旨 →

- ・少子高齢化や核家族化の進行、地域で相互に支え合う意識の希薄化、生活の質や豊かさを重視する志向の高まり
- ・公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題
- ・従来の公的福祉サービスに加え、市民の自主的な活動と連携した「共に支え合う社会」の構築

地域福祉とは何か →

「地域住民や社会福祉法人、ボランティアなどが相互に協力して、福祉サービスを必要とする人も必要としない人も、同じ地域社会の一員として日常生活を営み、自分の意思でさまざまな社会活動に参加できるような社会を創り上げていくこと」



すべての市民が福祉に対する理解を深め、地域での各種活動に積極的に参加するなど、行政だけではなく、地域住民や地域で活動する団体、事業者がさまざまな情報を共有し、相互に連携・協力しながら取り組んでいくことが大切

II 地域福祉計画と他施策との関係

(1) 福祉のまちづくり条例との関係

福祉のまちづくり条例の目的

すべての市民が安心して日常生活を営み、自らの意思で自由に行動し、真に豊かで、ゆとりと生きがいのある地域社会を築き上げていくため、あらゆる分野において障壁のないまちづくりに取り組んでいくこと



住民が相互に支え合い、連携し合うことが不可欠 = 「**地域福祉の推進**」



地域福祉計画と福祉のまちづくり条例が
目指すまちの姿は同じ

(2) 既存福祉計画との関係

既存福祉計画 = 福祉のまちづくり条例の目的を具現化するため、高齢者、障がい者、子育て支援に関し、サービスの目標量、サービス提供体制の整備等を個別に設定

地域福祉計画 = 個別計画では十分に対応できない課題に対し、住民、地域、行政が地域福祉の観点で取り組んでいくための方策

III 地域福祉計画の考え方

(1) 地域福祉推進の基本理念

① 住民参加

障がいの有無、年齢、性別などを超えて、すべての市民に地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加できる機会が平等に保障されること。

② 共に生きる社会づくり

人間の持つ多様性を互いに認め合い、地域社会への参加を促しながら、地域で共に生きる住民相互が連携し心のつながりを育むこと。

③ 男女共同参画

男性も女性も共に、日々の暮らしのなかで地域の課題に目を向け、社会の対等な構成員として、それらの課題解決に向けた意志決定や諸活動に参画していくこと。

④ 福祉文化の創造

地域住民が、自らの生活基盤である地域社会における問題を自らの問題としてとらえ、サービスの提供に主体的に関わるとともに、サービスを提供する事業者も、自らのサービスを利用者の立場に立って検証すること。

(2) 地域福祉推進の基本的方策

① 地域での支援体制の構築

すべての住民が同じ地域社会を構成する一員であるという意識を持ちながら、地域住民や行政、事業者が共に協力・連携するなかで、保健・医療・福祉などのサービスについて、気軽に相談を受け、サービスに関する情報を提供することができるよう、地域での支援体制の整備を進める。

② 住民参加・人材育成の促進

地域住民の地域における自立した生活を支援するためには、住民自らも「サービスの担い手」としての意識を高めながら、主体的に活動へ参加していくことが重要であり、そのためにも、生きがいづくりや交流事業などの充実に努めるほか、活動への参加機会の拡大や場の提供、さらには人材の養成・確保のための事業への参加の促進を図る。

③ 活動団体の連携体制の整備

それぞれの団体が有する専門的な知識・能力を共有し連携を図りながら、きめ細かな活動をすることにより地域の課題の解決をめざす。

④ 情報の共有化

地域の福祉の実情をよく把握している町会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどにおいて、それぞれが持つ情報を共有化することにより、地域での要援護者への対応などが円滑に進められることから、基本的人権に配慮しながら、情報の共有化を促進する。

⑤ 地域資源の活用

身近な地域での相談や、住民と地域において活動している人との交流などを図るため、町会館などの利用のほか、福祉施設などの職員が有する専門的な知識を生かす取組みを促進する。

⑥ 意識の醸成

地域福祉の推進の意義を市民自らが理解し、責任と自覚を持って参加することが重要であるという意識の醸成に取り組む。

IV 地域福祉計画を推進するための施策

1 適切な圏域の設定

地域福祉の効果的な取組みを図るため、既存の重層的な圏域を生かしながら、取組みの内容や活動範囲に応じた適切な圏域を設定する。

2 地域福祉コーディネーターの設置

地域福祉活動が円滑に進むよう、地域におけるネットワークづくりをはじめとする地域の福祉課題を解決するための調整役として、地域福祉コーディネーターを配置する。

3 モデル地区での実践

圏域の設定や地域福祉コーディネーターの配置について、その有効性や課題を見出すため、モデル地区を定めて実践し、その結果を検証したうえで区域の拡大に努める。